

1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)	常時使用する労働者数
機械器具設置専門工事	株式会社 TMS	茨城県神栖市知手6044番地	39人
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 (起算日)	対象期間中の1週間の平均労働時間数	協定の有効期間
39人 (0人)	○期間 令和 年 月 日より ●期日 令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日 なし	37時間 36分	令和 年 月 日より 令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	7時間 00分 (時間 分)	42時間 00分 (時間 分)	対象期間中の総労働日数 280日
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数	0週	対象期間中の最も長い連続労働日数	6日間
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数	0週	特定期間中の最も長い連続労働日数	日間

旧協定の成立年月日	令和 7 年 3 月 25 日	令和 年 月 日より 令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 7 年 3 月 31 日	旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数 7時間 00分
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	42時間 00分	旧協定の対象期間中の総労働日数 280日	

協定の当事者である労働組合の名称

又は労働者の過半数を代表する者の

職名 班長
氏名 朝谷 健

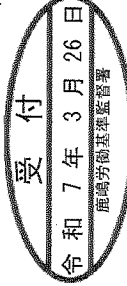
協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (労働者の話し合い)

○上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。
○上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

令和 7 年 3 月 26 日

職名 代表取締役
氏名 立花 和久

鹿嶋 労働基準監督署長殿



1年単位の変形労働時間制に関する労使協定

株式会社 TMSと株式会社 TMS 労働者代表は、1年単位の変形労働時間制に関し、次のとおり協定する。

(勤務時間)

第1条 所定労働時間は、1年単位の変形労働時間制によるものとし、1年を平均して週40時間を超えないものとする。

2 1日の所定労働時間は7時間とし、始業・終業の時刻、休憩時間は次のとおりとする。

始業＝8時00分 終業＝16時45分
休憩＝10時00分～10時30分、12時00分～12時45分、15時00分～15時30分

(起算日)

第2条 変形期間の起算日は令和7年4月1日とする。

(休日)

第3条 休日は、別紙年間カレンダーのとおりとする。

(時間外手当)

第4条 会社は、第1条に定める所定労働時間を超えて労働させた場合は、時間外手当を支払う。

(対象となる従業員の範囲)

第5条 本協定による変形労働時間制は、次のいずれかに該当する従業員を除き、全従業員に適用する。

- 一 18歳未満の年少者
- 二 妊娠中または産後1年を経過しない女性従業員のうち、本制度の適用免除を申し出た者
- 三 育児や介護を行う従業員、職業訓練または教育を受ける従業員その他特別の配慮を要する従業員に該当する者のうち、本制度の適用免除を申し出た者

(特定期間)

第6条 特定期間は定めないものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は起算日から1年間とする。

7 年 3 月 25 日

使用者 代表取締役 立花 和久

労働者代表 班長 柄谷 健



受 付

令和 7 年 3 月 26 日

鹿嶋労働基準監督署

2025年～2026年 休日カレンダー

2025 年

株式会社 TMS

	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4	5
4	6	7	8	9	10	11	12
月	13	14	15	16	17	18	19
(6)	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30			
			昭和の日				

	日	月	火	水	木	金	土
					1	2	3 天皇誕生日
5	4 みどりの日	5 こどもの日	6 海の日	7	8	9	10
月	11	12	13	14	15	16	17
(7)	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31

	日	月	火	水	木	金	土
6 月 (7)	①	2	3	4	5	6	7
	⑧	9	10	11	12	13	⑭
	⑮	16	17	18	19	20	21
	⑳	23	24	25	26	27	㉑
	㉒	30					

	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4	5
7	6	7	8	9	10	11	12
月	13	14	15	16	17	18	19
(7)	20	21 海の日	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31		

	日	月	火	水	木	金	土
						1	2
8月	3	4	5	6	7	8	9
(8)	10 山の日	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31						

	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5	6
9月	(7)	8	9	10	11	12	13
	(14)	(15) 祝日の日	16	17	18	19	20
(7)	(21)	22	(23) 祝日の日	24	25	26	27
	(28)	(29)	30				

	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	4
10	5	6	7	8	9	10	11
月	12	13	14	15	16	17	18
(8)	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	

	日	月	火	水	木	金	土
							1
11	2	3 文化の日	4	5	6	7	8
月	9	10	11	12	13	14	15
(7)	16	17	18	19	20	21	22
	23	24 敬老の日	25	26	27	28	29
	30						

	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5	6
12	7	8	9	10	11	12	13
月	14	15	16	17	18	19	20
(8)	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31			

	日	月	火	水	木	金	土
1 月 (8)					① 元日	②	③
	④	5	6	7	8	9	10
	⑪	⑫ 成人の日	13	14	15	16	17
	⑱	19	20	21	22	23	24
	⑫	26	27	28	29	30	31

	日	月	火	水	木	金	土
2月 (5)	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11 恵那地区の日	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23 天候調査日	24	25	26	27	28

	日	月	火	水	木	金	土
	①	2	3	4	5	6	⑦
3	⑧	9	10	11	12	13	14
月	⑬	16	17	18	19	⑭ 水曜日	21
(7)	⑫	23	24	25	26	27	28
	⑨	30	31				

休日 ○

月	総日数	休日数	労働日数	労働時間	週平均
4	30	6	24	168:00	39:12
5	31	7	24	168:00	37:57
6	30	7	23	161:00	37:34
7	31	7	24	168:00	37:57
8	31	8	23	161:00	36:22
9	30	7	23	161:00	37:34
10	31	8	23	161:00	36:22
11	30	7	23	161:00	37:34
12	31	8	23	161:00	36:22
1	31	8	23	161:00	36:22
2	28	5	23	161:00	40:15
3	31	7	24	168:00	37:57

年間休日日数 85 日

年間労働日数 280 日

1日所定労働時間 7時間00分

年間労働時間 1960時間00分

週平均労働時間 67時間36分

受 付

令和 7 年 3 月 26 日

鹿嶋労働基準監督署